

## 意見公募要領

## 1 意見公募対象

電波政策 2020 懇談会 報告書(案)

## 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、平成 28 年 1 月から「電波政策 2020 懇談会」(以下「懇談会」といいます。)を開催し、2020 年に向けた我が国のワイヤレスサービスの発展・国際競争力強化のための方策や新たな無線システムを導入するための制度見直しの方向性、平成 29 年に見直し時期を迎える電波利用料制度の在り方等についての議論をしてきました。

今般、本懇談会における検討結果を踏まえ、「電波政策 2020 懇談会 報告書(案)」が取りまとめられましたので、意見を募集します。

## 3 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

## 4 意見提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

また、報告書(案)の該当箇所(章・項目・原案)を必ず明記してください。

## (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、下記「(2)電子メールを利用する場合」によりご提出ください。

## (2) 電子メールを利用する場合

送付先電子メールアドレス: [denpa.seisaku\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:denpa.seisaku_atmark_ml.soumu.go.jp)

電波政策 2020 懇談会事務局 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際にはおそれ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく  
お願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを  
送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル、  
ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする  
場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB とな  
っています。

(3) 持参又は郵送する場合

送付先住所: 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎第2号館  
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課内  
電波政策 2020 懇談会事務局 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場  
合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシ  
ステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者ま  
でお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御  
了承ください。

(4) FAXを利用する場合

送付先FAX番号: 03-5253-5940  
電波政策 2020 懇談会事務局 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期限

平成 28 年 6 月 24 日(金)正午(厳守)(郵送の場合は同日必着)

## 6 留意事項

- ・ 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞ  
れの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して  
下さい。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載  
するほか、電波政策 2020 懇談会事務局(総務省総合通信基盤局電波部電波政策  
課)にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連  
絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の  
内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称  
及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表  
する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名につ  
いて、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は  
公表しません。)
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。意見

提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

電波政策 2020 懇談会事務局

(総務省総合通信基盤局電波部電波政策課)

担 当：高橋周波数調整官、平林係長、功刀官

電 話：03-5253-5909

FAX：03-5253-5940

電子メールアドレス：denpa.seisaku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。